#### 書籍紹介



#### 赤ちゃんが頭を打った、どうしよう!?

虐待を疑われないために知っておきたいこと

著者——西本博/藤原一枝 判型——A5変形判 64ページ 2018年8月発行 定価1100円+税 発行所—岩崎書店 ISBN978-4-265-80243-2

#### 児童福祉法 1条 (平成28年6月3日交付)

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、 その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び 発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

# 引き離される親子

虐待を疑われ「面会謝絶」に

2019年1月31日発行

著者 — 藤原一枝 (小児脳神経外科医)

発行 ——— 藤原 OOL 研究所

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-29-1小峯ビル3階 電話/ファクス: 03-5625-5151

http://fujiwaraqol.com/

デザイン ― 大熊肇

制作協力——樹花舎

非売品 © FUJIWARA kazue 2019

# 引き離される親子

# 虐待を疑われ「面会謝絶」に

児童虐待に対応する児童相談所の 赤ちゃんの一時保護(親子分離)に、 「面会謝絶」はいらない!!

赤ちゃんの頭部外傷の治療に当たる医師からのメッセージ





# ご存知ですか?

- ●赤ちゃんの家庭内の頭のケガ(事故)を虐待と疑われ、児童相談所(児相)から「一時保護(親子分離)」されている家族が少なくありません。「子どもの安全のために必要」との説明ですが、親子分離の期間も収容先も面会謝絶期間も教えてもらえません。
- ●最近では、面会謝絶期間は短くて3週間くらい(最大2か月)と長期化しています。
- ●一時保護と面会謝絶が同義でないことを確認する必要があります。

#### 5つの要求

- 1. 赤ちゃんの「一時保護」に「面会謝絶」はいらない
- 2. 赤ちゃんの「一時保護」に、あらかじめメドを示すべき
- 3. 赤ちゃんの「一時保護」は短期化すべき
- 4. 病気やけがの場合の面会や看護を保証すべし
- 5. 乳児院の環境を良くすべし







否定できません…

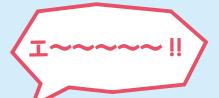
※SBS…揺さぶられっこ症候群

- ●マスコミが報道する悲惨な事件をきっかけに、児童相談所の担当業務に対する見直しや非難の声が上がります。しかし、児童虐待は、現代社会の格差や貧困や世情などが複雑に絡み合ったうえでの結果です。その後始末に当たる児童相談所は、システムの不備に加え、人員も少なく、過重な勤務体制であることは周知の事実です。
- ●しかし、「見逃しは許さない」という潮流の中、自己規制に加速がつき、ますます疑り深くなり、判断は慎重に慎重を重ねて、対応が遅くもなりましょう。
- ●そんな現在、「児相は『面会謝絶』をどのような理由で使っているのでしょうか?」というのが、この冊子が問うところです。
- ●その理由に説得力がなければ、「児相が赤ちゃんに虐待を行っている」と批判されて もしようがありませんね。

マスコミが触れない、しかし 実際に起っている問題を見ていきましょう。

福岡市で実際に起こった事例をマンガで見ていきましょう。

すぐ、病院に行ったよね!



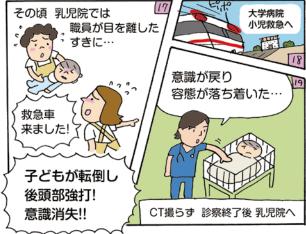
なんの調査や相談もなく…… こんなのヘンだよ

> 「通告」の説明をあらかじめ病院は 説明してくれなかったのだ 「一時保護」しやすいように、 - 児相とゲルになっているのだ









#### 同日 17:31

もしもし… 今日はお子さんに かくかくしかじか (上記 17 18 19)の ことがあったと乳児院 から聞いています…





…明日から 連休 (G.W.) になり ますが容態が急変 すれば連絡します 連絡がなければ 変化なしと判断して ください! 預かり先も、期間も 教えてくわない 「面会謝絶」 はひどい

> 病気の時も、 看病させて もらえないの?

人さらいと同じた

重いケガの時にも、 付き添いも看病も させてもらえないの?

## 首都圏での事例(2017年)

自宅での転倒事故のあと、頭の手術を要したが、手術後の経過は良かった。病院では、ずっと毎日付き添いもしていた。

ところが、事故から約70日後に、突然、児相に「一時保護」され、面会謝絶になった。 両親は、「虐待ではない」ことを一貫して主張し続けたが、ずっと面会謝絶が続いた。

一時保護2か月後から、「施設入所措置」が児相より提案されたので、家庭裁判所に訴えた。 一時保護4か月のころ、「帰宅させる方向だから」と児相と裁判官に説得され、訴えを取り下 げた。児童相談所の提供する「家族再生プログラム」を受講することになった。

訴え取り下げの5週後に面会が可能となった。約5か月ぶりに会った子はすっかり親を忘れていた。それから3か月後に自宅に戻った。

その後も児相の自宅訪問などがあり、児相から、「解除通知」が来たのは、一時保護から1年1か月後だった。

この長期の面会謝絶は何のためだったのだろうか?

また、この間、入所していた乳児院での顔面や頭部外傷のことを思うと、親としては悔しいし、子どもに申し訳ない気持ちである。

4















経過が心配なのに、 連絡もしてもらえない こちらからの電話が 通じるのは、 平日日中だけ……

当人からケガへの 謝罪はなかった 謝罪も 休日明けだった

本来の調査の開始 は遅かった

## 首都圏での事例(2018年)

頭のケガの手術をし、経過は良かったが、退院間近に、通告・一時保護で面会謝絶となった。5日目に、児福法27条1項3号の措置(いわゆる3号措置)についての「承諾書」が示された。3号措置は、一時保護をした後、「保護者のもとに直ちに子どもを返すのが適当でないと判断される場合に」長期分離を図るためにとられる措置。「緊急手術したので、病状は重かった」と判断され、児相に都合のよい早手回しの処置となった。

「承諾書を出そうが出すまいが、自宅に子どもが戻る日は同じでしょう」の後に、「早く面会したいなら、この承諾書にサインを | と言われたのだ。

虐待ではない可能性をはなから否定して、児相は一時保護された親に一様に児相の用意した家族再生プログラムを受けさせる。帰宅後も半年以上、観察のための家庭訪問を続ける。

「面会謝絶」をエサにした「親子への虐待」の上に、世間的には無駄な業務を執り行っている。

6













自宅に戻ってきた 赤ちゃんの表情が固く、 体調も良くは 思えなかった

調査結果は、 どうだったのかは、 教えてもらえないまま、 自宅に戻ってからも、 児相の監視観察は続く 「面会謝絶期間が長かった」 という申し立てに、 「2か月という期間は 制度としては可能なのだ」 という説明は横暴だ

いつまで続くのかも 分からない

# XE:

家族再生プログラムが終了したら、 「解除通知」が来るらしい。 でも、期間については教えてもらえない。

8

# 一時保護ってなあに?

平成28年6月3日交付の改正児童福祉法(以下、児福法)で、「一時保護」の明確化が図られました。児福法33条1項では、

児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

となっています。これを読むと、目的は、

- ① 児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため
- ② 児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため

と、2つあるようにみえ、「調査目的での一時保護」も含まれていることがうかがえます。 児福法は、子どもの福祉を保障することが第一の目的であり、保護者も子どもの健全 育成の責任を負うため、保護者の意向よりも子どもの福祉が優先されるのは当然の帰結 です。

厚労省は運用を「原則として子どもや保護者の同意を得て行う」としていましたが、「子どもの安全が脅かされている疑いがある場合には、一時保護を積極的に活用することが期待されている | などと「子ども虐待対応の手引き | に書いています。

最近、児童相談所運営指針第5章第1節では、「事前又は事後に子どもや保護者の同意を得て行うことが望ましい」、「特に児童虐待対応に於いては……保護者や子どもの同意がなくとも……一時保護を躊躇なく行うべきである」と強硬です。

ところで、マンガで紹介している福岡のケースでは、目的は①と②が併記されていました。

一時保護決定通知書には、

児童に眼底出血及び急性硬膜下血腫等が認められ、身体的虐待の疑いがあることから、児童 の安全確保及び調査が必要であるため

一時保護解除通知書には、

解除理由 家庭引き取りのため

#### 引き離された親の言葉

虐待に関して過剰反応している世の中ですし、安全安心を求めるのはわかるのですが、せめて早めに親元に返してもらいたいものです。

# 子どもの面会交流の権利

児童福祉法(児福法)には

一時保護中であれば児童相談所長に、身上監護権が認められるため(児福法33条の2第2項、47条3項)、その身上監護権の範囲で面会についても制限することができる。

児童虐待防止法には、

児童虐待を受けた子どもについて、当該児童虐待を行った保護者との面会を制限することが できる。

- と、面会制限のことが書いてあります。これには、
- ①「指導」として面会通信制限
- ② 児童虐待防止法 12条に基づく「行政処分」としての面会通信制限 があるのですが、ほとんどの事例では②の行政処分として運用されています。

ところで、面会制限と面会謝絶は、全く違うものです。

面会制限には、面会日や時間や回数、面会場所の制限が含まれていますのに、現在は、「収容先すら教えない」「面会謝絶」の形態が多用されています。

「児童の権利に関する条約」には、次のようにあります。

児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が 定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

一時保護された子どもも、子どもの最善の利益に反することがない限り、基本的に 父母に面会する権利が保障されなければなりません。民法でも親が面会交流する場合、 「子の利益が最も優先される」とされています。

#### 面会謝絶は何のため?

乳幼児に危害を加える人物を排除する以外、面会謝絶は不要でしょう。

児相に裁量はないのでしょうか。もし、「収容施設の実態を見せたくない」「面会は、 監視も含め、神経を使い、手間も人手も経費もかかる」となると、「子どもを安全に保 護しているか?」と疑わざるとえません。そう思いませんか?

調査期間の延長のしわ寄せを、親子の面会謝絶の言い訳にはできません。

#### 乳児院に望むこと

生活の場であるから、曜日に関わらず、人員配置が一定であることが望まれます。 その一方で、子どもを預かる責任があるからには、監視カメラも必要かもしれません。 児の状況によっては、夜間休日の電話対応(報告)などにも配慮が欲しいものです。